ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金

足立区

ひとり親の方の資格・技能取得を応援！

指定講座の修了後に受講費用の一部を支給

一般・特定一般教育訓練

最大 **20万円**

※ 支払った受講費用の60%

専門実践教育訓練

最大 **40万円** × 修業年数

※ 支払った受講費用の60%／160万円まで
※ 資格を活かし就職した場合、追加支給あり

看護師

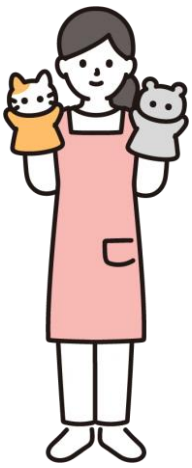

保育士

調理師

大型自動車免許

支給要件	以下の要件をすべて満たす方 ① ひとり親家庭等の親で、20歳未満の子を扶養している ② 教育訓練講座の受講が、適職につくために必要と認められる ③ 自立支援プログラムの策定を受けている（専門の支援員との面談）
対象となる国家資格等	雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座。看護師など国家資格のほか、大型自動車免許・簿記検定・宅地建物取引士など。詳しくはお問合せください。
その他	① 希望する講座の申込期限の３か月前までに手続きが必要です。受講申し込み後の申請はできませんのでご注意ください。 ② 雇用保険制度の教育訓練給付金受給資格がある方には、ハローワークで支給する額を差し引いた額を支給します。
問合わせ先	足立区親子支援課事業係（豆の木相談室）　☎ 03-3880-5932 〒120-8510　足立区中央本町1-17-1　足立区役所 中央館3階

詳しくはこちら

手 続 き の 流 れ

事 前 相 談 （ 予 約 制 ）

希望する講座の申込期限３か月前までに１回目の面談予約をしてください）

- 面談は原則２回以上行います。
- 申請に必要な書類に不備等がある場合は、不備等がなくなるまで面談を行います。
- １回目の面談で、手続きの流れや必要書類、関連する制度についてご説明します。
- 希望する講座を選択後、スクールへ資料請求を行います。
- ２回目以降の面談で、自立支援プログラム策定の申請及び策定を行います（必須）。

⇩

教 育 訓 練 講 座 指 定 の 申 請

事前相談が終了し、提出書類に不備等がないとき、希望する講座の申込期限１か月前までに、申請手続きが必要となります。

講座申し込み後の申請はできませんのでご注意ください。

⇩

指定可否の審査（指定可の通知を受けた方は受講申込できます）

受講修了

⇩

給 付 金 の 支 給 申 請

- 申請期限は、対象講座の受講修了日から３０日以内となります。
- 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格者は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から３０日以内となります。

専門実践教育訓練については、資格取得し就職したとき、教育訓練給付金を追加支給します（要件あり）

⇩

給付金の支給申請（資格取得し就職後）

- 申請期限は、対象講座の受講修了日翌日から１年以内に資格取得し就職した場合、就職した日より３０日以内になります。
- 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格者は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から３０日以内となります。

※この制度は、生活保護を受給中の方はご利用できません。
担当のケースワーカーにご相談ください。